

紹介手数料 返戻金一覧表

● 入社を辞退した場合 紹介手数料の 100%
● 1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 100%
● 2ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 100%
● 3ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 100%
● 4ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 80%
● 5ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 60%
● 6ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 40%

○採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、上記の基準で本件報酬を返還する。

但し、採用決定者に対する労働条件が本件雇用契約の内容と著しく異なることによる退職の場合はこの限りではない。

○採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。